

「野焼き」は禁止です！

◇ごみを野外で焼却することは法律で禁止されています。ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因にもなります。ご家庭のごみは、ごみステーションへ出す、会社やお店のごみは、業者へ処理を委託し、「野焼き」は絶対にやめましょう。

●法律に違反して野外焼却をした場合は「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられることがあります。

◇宗教上の行事、農業や林業を営むためやむを得ない場合、

たき火、その他日常生活を営むうえで、通常行われる軽微な焼却は例外となります。

※しかし、焼却禁止の例外となる場合であっても、周辺住民

の生活環境への影響が著しいときは、中止していただく場合が

あります。

お問い合わせ 栃木市役所 環境課
TEL:(21)2602、2603

